

第1章 事業計画策定概要

1 計画の趣旨・位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく事業計画に位置付けるほか、改正後の次世代育成支援対策推進法（平成27年4月施行）第8条の規定に基づく行動計画としても位置付けることにより、本町の子ども・子育て家庭に係る施策を幅広く網羅するものとします。

2 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

3 計画の対象

三戸町に住む概ね18歳までの子ども、その家族、地域及び事業主を対象とします。ただし、施策の内容によっては、必要に応じて対象年齢に幅を持たせることとします。

4 本町における他計画との関係

子ども・子育て支援施策に関係する本町の各分野の計画と連携・整合を図るとともに、今後策定される予定の計画についても、可能な限り整合を図りながら計画を策定します。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

<関連計画>

- ・第5次三戸町総合振興計画（令和2年度～令和6年度）
- ・第1期三戸町地域福祉計画（平成29年度～令和2年度）
- ・第2期健康さんのへ21計画（平成26年度～令和5年度）
- ・第4期三戸町障がい福祉計画（平成30年度～令和2年度）
- ・第2期三戸町障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、教育・保育施設利用児童の保護者や教育・保育事業者、子ども・子育て支援関係団体の代表、学識経験者等により構成する「三戸町子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果、関係団体からの意見・要望などを勘案したうえで計画内容を決定しました。